

正 誤

令和四年四月二十二日（号外第八十九号）国土交通省告示第五百二十四号（船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律附則第六条第三項において準用する同法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件）  
（原稿誤り）

二四ページ上段三行目の次に次を加える。

BUSAN OFFICE, SEOUL  
SUB-OFFICE (釜山事務所  
ソウル出張所)

二五ページ上段一九行目の次に次を加える。

GDANSK OFFICE (グダツ  
スク事務所)

同日（同号外）国土交通省告示第五百二十五号（船舶安全法第二十五条の七十において準用する同条四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件）  
（原稿誤り）

二六ページ上段終りから一四行目の前に次を加える。

BUSAN OFFICE, SEOUL  
SUB-OFFICE (釜山事務所  
ソウル出張所)

二七ページ下段二行目の次に次を加える。

GDANSK OFFICE (グダツ  
スク事務所)